

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定期刻

(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊が成立した場合は宿泊日に宿泊料を全額お支払いいただきます。ただし、ホテルと利用者の合意があった場合につきましては宿泊期間の前後、または期間中のお支払いが可能な場合があります。

3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、宿泊日に支払った金額との差額を併せてお支払いすることとします。ただし、ホテルと利用者の合意があった際は、宿泊期間中の可能な時間帯でのお支払いとする場合もあります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからニに該当すると認められるとき。

イ. 再販や転売を目的としたご予約と発覚した場合

ロ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ハ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ニ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 過去の宿泊時に約款への違反があり宿泊期間中に直接注意したにも関わらず改善しなかった場合やカスタマーハラスメントに該当する言動が認められた方。

(10) 北海道旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

（宿泊客の契約解除権）

第5条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。違約金は第3条第1項の宿泊契約の締結に合わせて発生します。またご自身や周囲の疾病による自己判断での解除、自然災害や交通機関の停止が事由の場合についても違約金は発生いたします。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をせず宿泊日当日の午後9時になっても到着しないとき、または事前にご連絡いただいたご到着時間を大幅に超過している際に当ホテルからの連絡に意図的に応じないと判断した場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからニに該当すると認められるとき。

イ. 再販や転売を目的としたご予約と発覚した場合

ロ. 暴力団、暴力団員、暴力団準備成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ハ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ニ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 北海道旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項

(火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(9) 当ホテルスタッフに対するカスタマーハラスメントに該当する言動があり、指摘・注意等をしても改善されない場合。

(10) 宿泊しようとする者が、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき、宿泊契約の締結を断ることができる。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、電話番号、住所。

(2) 日本国に住所を有しない外国人にあっては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法

により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

宿泊延長料金として1時間につき宿泊料の1/4の超過料金にて

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当ホテルの施設時間、朝食会場やランドリーの使用時間についてはフロントのガイドや各所の掲示、または質問を受けた際に口頭にて御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更または使用の休止を行うことがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、原則としてチェックイン時フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第12条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、宿泊当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

3. 別表第1宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り当ホテルから近距離かつ近しい条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。またあっ旋した宿泊施設の宿泊料が当ホテルの料金を上回る場合はその差額を当ホテルから該当施設に支払いし補填いたします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払いその補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったとき当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡し、または合意をもって事前に宿泊する部屋にて保管いたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは該当の保有者からご連絡があった場合に限り指示通りの方法で返却に努めます。ただしその際にかかる費用につきましては所有者の負担となります。保有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過後処分いたします。ただし、飲食物については消費期限に限らず廃棄させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車

両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、駐車場内にて当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2. 禁煙客室での喫煙が判明した場合は、客室売上費用(※売上日数×宿泊代) 及び特別清掃費用を請求させていただきます。

3. 部屋のルームキーを紛失した場合については一律 5,000 円を請求いたします。ただし宿泊期間中に発見し、利用に問題が生じなかった場合は返金いたします。

(約款の改正)

第18条 この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテル ホームページにて掲出するものとします。

別表1.宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

		内訳	
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	・予約申込時の宿泊料金、朝食代金	
	追加料金	・ホテル販売物や利用施設の サービス料等	
	税金	・消費税、宿泊税など	

備考 宿泊料は公式ホームページに掲示する料金によります。

別表2. 違約金（第5条第2項関係）

予約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前
~9名まで	100%	100%	50%	30%	
10名~	100%	100%	80%	50%	30%

備考 1.%は、予約申込時の宿泊料金に対する違約金の比率です。

備考2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、申し出時から数えた違約金が発生します。

備考3. 複数名ご利用の内、一部人数取消についても当初の予約申し込み人数と期日に基づいた違約金が発生いたします。

令和8年1月27日

ホテルコスモ